



請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせ、当該肥料が公定規格に適合し、かつ、当該肥料の名称が第二十六条第二項の規定に違反しないことを確認したときは、当該肥料を登録しなければならない。ただし、調査の結果、前条第一項第六号の農林水産省令で定める肥料については、通常の施用方法に従い当該肥料を使用する場合に、植物に害があると認められるとき、農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料については、申請書に記載された適用植物の範囲及び施用方法に従い当該特定普通肥料を適用する場合に、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されると認められるときは、この限りでない。

わが親父の人生の又一章 第一回 七十五 四三三 第二回 七十六 四三四

及び仮登録番号の名称を登録業者に付する事業者の登録を申請する場合、登録業者は登録申請書に登録業者として登録する旨を記載する。登録業者が登録申請書に登録業者として登録する旨を記載する場合は、登録業者は登録申請書に登録業者として登録する旨を記載する。

定は、遅滞な結果、申告の肥効試験栽培試験を実施する。前記の期間中は、貯蔵庫に在庫する肥料の有効期登録証を登録する。貯蔵庫に在庫する肥料の有効期登録証を登録する。貯蔵庫に在庫する肥料の有効期登録証を登録する。

（農林省）公定規格肥料又は公定規格肥料により更なるの変更による記載さる。され、たとえ付はを當該畠に登録の場合は、耕種が真實性を保証する。され、たとえ付はを當該畠に登録の場合は、耕種が真實性を保証する。

第十三回 内に登の判により、又は十二とす。登に登の内に判により、又は十二とす。

間は、間違に其の事実に付する手続を申請し、その結果に付する手續を申請する。この間は、間違に其の事実に付する手續を申請し、その結果に付する手續を申請する。

その有効性を發揮するため、肥料の供給量を増加させることで、生産性を向上させることが可能となる。また、肥料の供給量を増加させることで、作物の成長速度が速くなるため、収穫期を短縮することができる。さらに、肥料の供給量を増加させることで、作物の品質が向上するため、販売価格が高くなる可能性がある。

期間の効果を測定するため、申請登録証記載事由を都道府県に従事する者、農林業届け出、輸入業者、又は輸送業者などに登録交付を行なはばならぬ。

(申) 第十三 受け取る物の書きはきは、請書は仮農見本は、特定調査結果ならぬた場合に、産物滞在記録評定にて、は假に従い至つて、るたまきを変更登録の相つて、更後を交換

普通肥料登録又は登録方法を規定する旨の旨の登録を申請する事とし、第一項に規定する旨の登録を申請する事とする。但し、前項に規定する旨の登録を申請する事とする。

証文が分岐の立文。の伝には、前に文が記録に足りないは立派な反のひ文。文の中と値を入



たとき、及び引渡しを受けた普通肥料が自己的所有又は管理に属している間に、その保証票が滅失し、又はその保証票の記載が不明となつたときも、また同様とする。

一 販売業者保証票という文字

二 販売業者の氏名又は名称及び住所

三 前条第一項第二号、第三号、第五号から第七号まで及び第九号から第十四号までに掲げる事項

四 販売業者保証票を付した年月

五 生産業者又は輸入業者 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料にあつてはその生産した者の氏名又は名称及び住所

六 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料にあつてはその旨の表示

七 号の事項その他農林水産省令で定める事項は、販売業者が知らないときは、前項の販売業者保証票に記載しなくともよい。

**第十九条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、普通肥料（指定混合肥料を除く。）について、譲渡等の制限又は禁止**

前条第一項第五号及び第六号並びに前項第五号の事項その他の農林水産省令で定める事項は、販売業者が知らないときは、前項の販売業者保証票に記載しなくともよい。

（譲渡等の制限又は禁止）

登録又は仮登録を受けており、かつ、保証票が付されているもの、指定混合肥料については、保証票が付されているものでなければ、これを譲り渡してはならない。

天災地変により肥料が登録証又は仮登録証に記載された規格に適合しなくなつた場合及び農林水産省令で定めるやむを得ない事由が発生した場合において、命令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事が受けたときは、生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の規定にかかわらず、普通肥料を譲り渡すことができる。

3 農林水産大臣は、第十三条の三第一項（第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により変更の登録若しくは仮登録をし、又は登録若しくは仮登録を取り消した場合その他の場合において、特定普通肥料を施用することにより、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されることとなる事態の発生を防止するため必要があるときは、農林水産省令をもつて、生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該特定普通肥料につき、保証票の記載を変更しなければその譲渡若しくは引渡しを

しの制限をし、又はその譲渡若しくは引渡しを禁止することができる。

（保証票の記載事項の制限）

**第二十条 保証票には、第十七条第一項各号若しくは第二項各号又は第十八条第一項各号に掲げる事項（以下「表示事項」と総称する。）を表示せず、又は第二十一項の規定により告示された同項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」と総称する。）を遵守しない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該生産**

業者、輸入業者又は販売業者に対する表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示を示すことができる。

（普通肥料の表示の基準）

**第二十一条 農林水産大臣は、普通肥料について、その消費者が施用上若しくは保管上の注意を要すると認めるととき、又はその消費者が購入に際し品質若しくは効果を明確に識別することを要するに際する事項を内容とする表示の基準を定め、これを告示するものとする。**

（普通肥料の表示の基準）

一 施用上若しくは保管上の注意事項として表示すべき事項又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために表示するべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して生産業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項

三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

四 保管する施設の所在地

（特殊肥料の表示の基準）

一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 肥料の種類及び名称

三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

四 保管する施設の所在地

（特殊肥料の表示の基準）

一 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

（特殊肥料の表示の基準）

一 都道府県知事は、その登録した普通肥料又はその届出に係る指定混合肥料について、前項の表示の基準を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

（施用の制限）

**第二十二条 特殊肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する一週間前までに、その生産する事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。**

（特殊肥料の表示の基準）

一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 肥料の種類及び名称

三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

四 保管する施設の所在地

（特定肥料の表示の基準）

一 農林水産大臣は、第一項の指示に従わない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。

（特定肥料の表示の基準）

一 農林水産大臣は、第一項の指示を受けた者が当該指示に従わなかつた場合において、当該指示に係る表示事項又は遵守事項が、消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるものとして農林水産大臣が定めるものに該当するときは、その者に対し、当該指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（特定肥料の表示の基準）

一 農林水産大臣は、前項の規定による命令を受けた者（販売業者、都道府県知事の登録した普通肥料若しくはその届出に係る指定混合肥料の生産業者又は特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者に限る。）が、当該命令に従わなかつた場合には、その旨を当該肥料の販売若しくは生産の業務を行なう事業場の所在地又は輸入の場所を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（特定肥料の表示の基準）

一 農林水産大臣は、前項の規定による命令で定める場合は、この限りでない。

（特定肥料の表示の基準）

一 農林水産大臣は、第四条第一項

（特定肥料の表示の基準







口 その届出に係る販売業者に対する処分  
(イに掲げるものを除く。)

四 第三十二条第六項の規定による登録証の返納の受理 (前号イに掲げる处分に係るものと除く。)

五 第三十二条第七項の規定による通知 (第三号イ及びロに掲げる处分に係るものと除く。)

(経過措置)

**第三十五条の四** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めること

**第三十六条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第四条若しくは第五条の規定による登録若しくは仮登録を受けないで、普通肥料を業として生産し、若しくは輸入し、又は第四条、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けるに当たつて不正行為をした者

二 第十九条第一項、第二十一条の二、第二十条の三第三項、第二十五条又は第三十三条の四第三項の規定に違反した者

三 第十九条第三項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者

四 第二十条の規定に違反して、保証票に虚偽の記載をした者

五 第二十四条第一項の規定に違反して、保証票を不正に使用し、又は保証票に紛らわしいものを自己の販売する肥料若しくはその容器若しくは包装に付した者

六 第三十一条第三項又は第四項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡し又は施用の制限又は禁止に違反した者

七 第三十二条の二の規定による命令に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二条第一項又は第三十三条の四第一項の規定による届出をしないで事業を開始し、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条の二第三項、第二十二条第二項、第二十三条又は第三十三条の四第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十四条第二項、第二十六条(第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)又は第三十三条の四第四項の規定に違反した者

**第三十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に處する。

一 第十三条第一項又は第二項の規定による届出若しくは申請をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十三条第四項の規定による届出若しくは申請をしないで名称を変更し、又は虚偽の届出をした者

三 第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条第一項の規定に違反した者

五 第二十条の規定に違反して、保証票に法定の事項以外の事項を記載した者

**第三十九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に處する。

一 第十一条の規定に違反した者

二 第十三条规定による届出若しくは申請をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十二条の三第三項の規定による命令に違反した者

四 第二十七条第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、記載をせず、又は虚偽の記載をした者

五 第二十九条第一項(第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)、第二項又は第三項の規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十一条第一項若しくは第三項若しくは第三十条の二第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

七 第三十条第二項若しくは第三十三条の三第一項若しくは第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第十六条の二第三項、第二十二条第二項、第二十三条又は第三十三条の四第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十四条第二項、第二十六条(第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)又は第三十三条の四第四項の規定に違反した者

**第四十条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人

の業務に關して、第三十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對して次の各号に定める罰金刑を、その人に対しても各号の罰金刑を科する。

一 第十六条第一号、第二号(第十九条第一項に係る部分に限る。)、第三号、第四号及び第七号

二 第十六条(前号に係る部分を除く。)及び第三十七条から第三十九条まで 各本条の項に係る部分に限る。)、第三号、第四号及び第七号

三 第二十四条第一項に定める場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

一 第十六条第一号、第二号(第十九条第一項に係る部分に限る。)、第三号、第四号及び第七号

二 第三十六条(前号に係る部分を除く。)及び第三十七条から第三十九条まで 各本条の項に係る部分に限る。)、第三号、第四号及び第七号

三 第二十四条第一項に定める場合を除き、この法律の施行前に提起された訴願等によるこの法律の施行後の一の役員は、二十万円以下の過料に処する。

四 第二十七条第三項、第三十二条第六項又は第三十二条第三項(第三十二条第六項)及び第三十九条の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

五 第二十二条の規定に違反して、保証票に法定の事項以外の事項を記載した者

**第四十二条** 第九条第四項、第十五条第二項、第三十九条の六の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターラーの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十二条の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

二 第二十二条の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

三 第二十二条の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

四 第二十二条の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

五 第二十二条の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

六 第二十二条の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

七 第二十二条の規定に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

の業務に關して、第三十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對して次の各号に定める罰金刑を、その人に対しても各号の罰金刑を科する。

一 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

二 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行後にされた裁決等にさらずに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

三 この法律の施行前に提起された訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

四 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができるところができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律による改正前の規定により訴願等をする期間は、この法律の施行の日から起算する。

五 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

六 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

七 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

八 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

九 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

三 植物の栄養に供することを目的として植物にほどこされる物については、肥料取締法第四条、第五条、第十七条から第二十条まで及び第二十七条の規定は、この法律の施行の日から起算して六十日を経過する日までは適用しない。

四 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

五 附則 (昭和三七年七月五日法律第八七号)抄

六 第二号 この法律は、公布の日から施行する。

七 第二号 この法律は、公布の日から施行する。



法の規定を適用することとされる場合における審査請求については、第二百五十二条の規定による改正前の肥料取締法第三十四条第二項の規定、第二百五十七条の規定による改正前の漁船法第二十七条の規定、第二百六十二条の規定による改正前の森林法第十条の十一の五第一項後段、第十条の十一の六第三項並びに第二百九十条第三項及び第四項の規定、第二百七十三条の規定による改正前の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（以下この条において「旧酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」という。）第十五条の規定並びに第二百七十六条の規定による改正前の家畜取引法第三十一条第一項及び三項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第十十五条中「第二条の二第五項の政令で定める審議会」とあるのは、「食料・農業・農村政策審議会」とする。

**第一百五十九条** この法律による改正前のそれぞれの法律による改正前のものほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則の法律による改正前のものとする）。

（処分、申請等に関する経過措置）

**第一百六十条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものと定めることとする。

（その他の法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。）

**第一百六十四条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

**第二百五十条** 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務について、は、

（新法）



(罰則に関する経過措置を含む。) は、政令で定めらる。

附則（令和元年一二月四日法律第六二号）抄

**第一** (加付第一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

二、第二条、第三条、第四条第一項第三号、第六条第一項及び第七条第一項ただし書、第三十二条並びに第三十三条の五第三項及び第四項の改正規定並びに附則第三条、第四条第二項から第五項まで、第七条及び第九条の規定（公布の日まで、第十七条及び第九条の規定）

一、第八条第一項ただし書、第三十二条並びに第六条第一項及び第七条第一項ただし書の改正規定（改正規定、第十七条第一項第三号の改正規定（「主要な成分」を「主成分」に改める部分に限る）、第二十一条（見出しを含む）の改正規定（表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。）、第二十二条の二、第二十二条の三、第二十六条及び第二十七条の改正規定、第三十一条第二項の改正規定（表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。）を削る部分に限る）、第三十三条の二（第四項の改正規定、同条第六項の改正規定（第二十一条及び）を「第二十一条第一項、第二十二条の三第一項から第三項まで及び」に、「第二十一条中」を「第二十二条の三第三項中」に改める部分に限る）並びに第三十三条の五第一項第二号、第三十五条の三第三号及び第三十九条第三号の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定並びに附則第十一條中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の項第三号イの改正規定（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（登録等に関する経過措置）

の際、登録又は登録の有効期間の更新をする  
どうかの処分がされていないものについての  
処分については、なお従前の例によられ  
る。第三条 附則第一條第一号に掲げる規定の施行  
日（附則第七条において「第一号施行日」と  
う。）前にされた旧法第六条第一項の登録又  
は登録の申請であつて、同号に掲げる規定の  
施行の際、登録又は登録をするかどうかの処  
分がされていないものについてのこれらの処分  
については、この法律による改正後の肥料の品  
の確保等に関する法律（以下「新法」という  
第八条、第三十二条及び第三十三条の五第三  
の規定にかかるならず、なお従前の例による。

**第四条** この法律の施行の日（以下「施行日」と  
〔届出は関する経過措置等〕

いう。」前に旧法第二条第二項に規定する特殊肥料又は旧法第四条第一項のただし書に規定する指定配合肥料の生産又は輸入の事業を開始した

者が、施行日前に旧法第十六条の二第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項の規定によりした届出は、新法第十六条の二第一項若しくは第二項又は第二十二条第一項の規定によりした届出とみなす。

2  
施行日以後は新法第二条第二項に規定する指定混合肥料の生産若しくは輸入又は新法第三十二条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた普通肥料の輸入の事業を開始しようとする者は、施行日前においても、新法第十六条の二第一項若しくは第二項、第二十二条第一項又は第三十三条の四第一項の規定の例により、農林水産大臣又は都道府県知事に届け出ることができる。  
前項の規定による届出につきて虚偽の届出を

前項の規定に、在留中に一回の届出をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。云ふべき旨又は云ふべき理由、

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

5 第二項の規定による届出がされた場合における新法第三十七条第一号の規定の適用について

**第五条** 旧法第四条第一項ただし書に規定する指定配合肥料に使用される容器又は包装であつて、この法律の施行の際現に旧法に適合する生産者等保証票、輸入業者等保証票又は販売業者等保証票が付されているものが、施行日から起算して一年以内に新法第四条第二項第二号に掲げる肥料（施行日前に旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による届出がされたものに限る。）の容器又は包装として使用されたときは、新法に適合する生産業者等保証票、輸入業者等保証票又は販売業者等保証票が付されているものとみなす。

（帳簿に関する経過措置）

**第六条** 新法第二十七条第一項及び第二項並びに第三十三条の二第四項の規定は、第二号施行日以後に輸入し、購入し、又は販売する肥料について適用し、第一号施行日前に輸入し、購入し、又は販売した肥料については、第一号施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（審査請求に関する経過措置）

**第七条** 旧法の規定に基づく行政庁の処分又は不作為についての審査請求であつて、第一号施行日前にされた行政庁の処分又は第一号施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第八条** この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第九条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

**第十条** 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

て所要の措置を講ずるものとする。  
附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）	附 則（令和五年五月二六日法律第三六号）抄
第一条	この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。
（処分等に関する経過措置）	
第二条	この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」といいう。）の規定により従前の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
2	この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
3	この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対しして申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手續がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により相当の国の機関に対してしてその手續がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。（命令の効力に関する経過措置）
第三条	旧法令の規定により発せられた国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の

(政令への委任)  
**第六条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。